

沖ト協発第126号  
令和元年8月2日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長  
( 公 印 省 略 )

## 飲酒運転の防止に係る運行管理等の徹底について (※重要)

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、内閣府沖縄総合事務局運輸部長から令和元年5月23日付けで「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」と通達が発出され、飲酒運転防止の徹底を図ってきましたが、去る7月26日に沖縄県内の法人タクシー運転者がアルコールチェックを実施せずに乗務し、基準値の3倍を超えるアルコールが検出され緊急逮捕されたとの一部マスコミによる報道がありました。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、同通達「下記」事項について、運転者等に対して周知・徹底していただきますようお願い致します。

### 記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。

※「事業用トラックドライバー研修テキスト4-第2章(飲酒運転・危険ドラッグの禁止)」等を用いて教育の徹底を図って下さい。

- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

以上

<お問い合わせ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL: 098-863-0280